

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日)

目 次

◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 県が上乗せして利子補給を行う農業近代化資金に、次の資金を加えることとした。(第二条関係)

1 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内でぶどうをハウス栽培する者が当該栽培に要する資金

2 農機具等を共同利用することにより農業の生産に係る経費の低減を図ろうとする団体が当該利用に要する資金

3 肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者が当該肥育牛の購入等に要する資金

二 農業経営を自ら行う者に貸し付けられる農業近代化資金については、農業後継者たる農村青年以外の青年に対して貸し付けられる場合においても、県が上乗せして利子補給を行うこととした。(第二条関係)

三 農業者に肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合等に貸し付けられる農業近代化資金については、事業地の市町村が所定の割合で利子補給を行う場合に限り、県も上乗せして利子補給を行うこととした。(第二条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業者の住所地を管轄する市町村が所定の割合で利子補給を行う場合に限り、県も利子補給を行うこととした。(第三条関係)

二 農業近代化推進資金に次の資金を加えることとした。(別表第一関係)

資金名	資金の種類	償還期限	据置期間	貸付利率
経営規模拡大資金	農業者の経営規模の拡大等に必要な資金	六年以内	三年以内	年四・八パーセント以内
花き栽培振興資金	販売を目的とする花きの栽培の開始又は品種転換等に必要な資金	五年以内	二年以内	年四・八パーセント以内

三 農業近代化推進資金のうち肉畜育成団地の造成に要する資金

を廃止することとした。(別表第一及び別表第二関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業後継者たる農村青年(以下「農業後継者たる農村青年」という。)」を「青年」に、「資金の貸付を受けた農業後継者たる

標準事業費	償還期間	据置期間
耕地十アールにつき 二十八万三千円	五年以内	一

鳥取県規則第三十八号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

第二条第二項中「農業後継者たる農村青年(以下「農業後継者たる農村青年」という。)」を「青年」に、「資金の貸付を受けた農業後継者たる

廃止することとした。(別表第一関係)

1 葉たばこ生産技術改善資金

2 りんごわい化栽培技術導入資金

3 乳用種ぼ育成技術改善資金

三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

農村青年の住所地を管轄する市町村」を「貸付けに係る住所地市町村（農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。）」に、「融資に」を「貸付けに」に改め、同条第三項中「関係市町村」を「当該貸付けに係る事業地市町村（農業近代化資金の貸付けに係る事業の実施場所を管轄する市町村をいう。以下同じ。）」に、「融資に」を「貸付けに」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「関係市町村」を「当該貸付けに係る住所地市町村」に、「融資に」を「貸付けに」に改め、同条第七項中「又は知事が別に定める団体」を「その他知事が別に定める団体（以下「転作を推進する団体」という。）」に、「関係市町村」を「当該貸付けに係る事業地市町村」に、「当該融資に」を「当該貸付けに係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合又は農事組合法人」を「推進する団体（農業協同組合又は農事組合法人に限る。）」に、「関係市町村」を「当該貸付けに係る事業地市町村」に、「融資に」を「貸付けに」に改め、同条第九項中「貸し付ける場合」の下に「において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・四七五パーセントの割合で交付する場合」を加え、「年一・六パーセント」を「年一・三七五パーセント」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9 法第二条第一項第一号に掲げる融資機関が、重点的に果樹農業の振興を行なうものとして知事が別に定める地域内でぶどうのハウス栽培を行う者に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該ハウス栽培に必要な資金を貸し付ける場合に

おいて、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・七二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年三・三二五パーセントとする。

10 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、農機具等を共同利用することにより農業の生産に係る経費の低減を図ろうとする農業協同組合の農事組合法人その他知事が別に定める団体（以下「農機具等を共同利用する団体」という。）に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該共同利用に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・四七五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年一・三七五パーセントとする。

11 法第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、農機具等を共同利用する団体に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該共同利用に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・四七五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年一・三七五パーセントとする。

12 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第七号に掲げる資金のうち当該肥育牛の購入又は育成に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付け

に係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・七二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年三・三一五パーセントとする。

附則第四項中「関係市町村」を「当該貸付けに係る住所地市町村」に、

「融資に」を「貸付けに」に改め、附則第五項中「計画的集團的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合、農事組合法人又は知事が別に定める」を「推進する」に、「関係市町村」を「当該貸付けに係る事業地市町村」に、「融資に」を「貸付けに」に改め、附則第六項中「計画的集團的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合又は農事組合法人」を「推進する団体（農業協同組合又は農事組合法人に限る。）」に、「関係市町村」を「当該貸付けに係る事業地市町村」に、「融資に」を「貸付けに」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年六月十二日

鳥取県規則第三十九号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業者等」を「農業者」に、「農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするもの」を「融資機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この規則において「農業者」とは、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営むものをいう。

2 この規則において「融資機関」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十一条第一項第一号の事業を行う農業協同組合をいう。

第二条第三項中「農業者等」を「農業者」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

県は、融資機関が農業者に農業近代化推進資金を貸し付ける場合において、当該農業者の住所地を管轄する市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化推進資金の利子補給金を年一・三パーセントの割合で交付するとときは、当該融資機関に対し当該農業近代化推進資金に係る利子補給金を交付する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「による利子補給契約」を削り、「支給する」を「交付する」に、「につき、次条に規定する利子補給率ごとに算出した」を「の」に、「それぞれ当該」を「前項に規定す

る」に改め、「の合計額」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の

次に次の一項を加える。

2 農業近代化推進資金の県の利子補給率は、年一・三パーセントとする。

第四条を次のように改める。

(利子補給契約)

第四条 前条の規定による利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)によって行うものとする。

第五条中「一農業者等ごとの」を削る。

第六条中「第三条第一項」を「第四条」に改める。

別表第一(第二条関係)

資金名	資金の種類	貸付対象	償還期限	別表第一(第二条関係)	
				経営規模拡大資金	農業者の經營規模の拡大等に必要な資金
花き栽培振興資金	販売を目的とする花き(知事が指定するものに限る。)の開始又は品	種苗、肥料、農薬等の購入、雇用した農業労働者への賃金の支払い、小農具の購入、農業用施設及び農機具の修繕、農地の確保及び中小家畜の購入に必要な経費	六年以内	三年以内	年四・八パーセント以内
農業技術の修得及び農業用施設及び農機具の修繕、五年以内二年以内	小農具の購入、農業用施設及び農機具の修繕、農用工具への賃金の支払い、農業技術の修得、農用工具の購入に必要な経費	内	年四・八パーセント以内	内	内
内	内	内	内	内	内

別表第二を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(以下「改正前の規則」という。)第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第三条の規定により、改正前の規則第二条第二項第一号に規定する融資機関との間に締結されている利子補給契約は、この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約とみなす。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号の項中

(一) 葉たばこの生産技術改善資金 葉たばこの移植から乾燥までの作業を省力化するために必要な機械の購入に要する資金	イ 野菜又は花きに係るもの	施設の面積十アールにつき百五十七万三千円	耕地一ヘクタールにつき百五十七万三千円	五年以内	五年以内	一
(二) 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理を合理化するための施設の設置又は機械の購入に要する資金	ロ 果樹に係るもの	施設の面積十アールにつき三百三十万円	耕地十アールにつき百十一万七千円	五年以内	五年以内	一
(三) りんごわい化栽培技術導入資金 りんごのわい化栽培を行うために必要な資材の購入に要する資金						
(四) なしの簡易被覆栽培技術導入資金 日本なしの熟期促進を図るために必要な簡易被覆施設の設置に要する資金						
(五) 乳用種母畜育成技術改善資金 健康で優良な乳用種の肥育素牛を生産するためには必要な施設の設置に要する資金	施設の面積十アールにつき百五十二万五千円	耕地十アールにつき百十一万七千円	五年以内	五年以内	五年以内	一
(六) パイプハウス養豚技術導入資金 養豚経営において生産費の低減及び環境の保全を図るために必要なパイプハウスを利用した簡易豚舎の設置に要する資金	一セツト(年間の仔育成牛十頭分)につき百十万円	一セツト(年間の仔育成牛十頭分)につき百九千円	五年以内	五年以内	五年以内	一
(七) いちご夜冷育苗技術導入資金 いちごの安定早出し栽培を行うために必要な施設の設置に要する資金	本分につき百五十七万円	一セツト(苗一万本分)につき百五十七万九千円	五年以内	五年以内	五年以内	一

を

(八) 切花の出荷調整省力化技術導入資金 きく等切花の出荷調整、結束及び箱詰めの省力化を図るために必要な出荷調整用機械の購入に要する資金	耕地十アールにつき五十四万円	五年以内									
(九) 鉢物等育苗省力化技術導入資金 鉢物及び花壇用の育苗の省力化を図るために必要な育苗用機械の購入に要する資金	耕地十アールにつき六十四万三千円	五年以内									
(十) きく等の簡易不時栽培技術導入資金 きく等の出荷期間の拡大を図るために必要な簡易シェード施設の設置に要する資金	施設の面積十アールにつき七十万円	五年以内									
(十一) 果樹品質向上技術導入資金 果樹の風害を防止し品質向上を図るために必要な施設の設置に要する資金	耕地十アールにつき七十三万七千円	五年以内									
(十二) 特定地域資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域（以下「特定地域」という。）において、当該地域に特有な立地条件に対応した技術又は新作物等を地域特産物として定着させるための技術の導入に要する資金	<p>(イ) 簡易わさび栽培技術導入資金 特定地域において地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金</p> <p>(ロ) 地域特産物定着化技術導入資金 特定地域において地域特産物としての野菜及び花きを定着化するために必要なハウス施設の設置に要する資金</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の面積十アールにつき四百三十円</th> <th>七年以内</th> <th>一年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二万七千円</td> <td>五年以内</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>七年以内</td> <td>一年以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設の面積十アールにつき四百三十円	七年以内	一年以内	二万七千円	五年以内	一	万円	七年以内	一年以内
施設の面積十アールにつき四百三十円	七年以内	一年以内									
二万七千円	五年以内	一									
万円	七年以内	一年以内									

(イ) 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理 を合理化するための施設の設 置又は機械の購入に要する資 金		イ 野菜又は花きに係るもの	施設の面積十ア ルにつき六百六十 万円	五年以内
		口 果樹に係るもの	施設の面積十ア ルにつき三百三十 万円	五年以内
〔乙〕 なしの簡易被覆栽培技術導入資金 日本なしの熟期促進を図るために必 要な簡易被覆施設の設置に要する資金				
〔乙〕 パイプハウス養豚技術導入資金 養豚経営において生産費の低減及び環 境の保全を図るために必要なパイプハウスを利用した簡易豚舎の設置に要 する資金	一セット（肉豚四 十頭分）につき三 十七万九千円	一セット（苗一萬 本分）につき百五 十七万円	耕地十アールにつ き五十四万円	耕地十アールにつ き六十四万三千円
〔乙〕 いちご夜冷育苗技術導入資金 いちごの安定早出し栽培を行うために必 要な施設の設置に要する資金	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内
〔乙〕 切花の出荷調整省力化技術導入資金 きく等切花の出荷調整、結束及び 箱詰めの省力化を図るために必要な出荷調整用機械の購入に要する資金	一	一	一	一
〔乙〕 鉢物等育苗省力化技術導入資金 鉢物及び花壇用の育苗の省力化を図る ために必要な育苗用機械の購入に要する資金	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内
〔乙〕 きく等の簡易不時栽培技術導入資金 きく等の出荷期間の拡大を図るた めに必要な簡易シェード施設の設置に要する資金	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内
	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内
	一	一	一	一

に改める。

(イ) 果樹・野菜等品質向上技術導入資金 果樹・野菜等の風害を防止し品質向上を図るために必要な施設の設置に要する資金

(イ) 果樹に係るもの	耕地十アールにつき七十三万七千円	五年以内	
(ロ) 野菜等に係るもの	耕地十アールにつき二十八万三千円	五年以内	
(ハ) 施設の面積十アールにつき四百三十円	七年以内	一年以内	
			一

(イ) 特定地域資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域（以下「特定地域」という。）において、当該地域に特有な立地条件に対応した技術又は新作物等を地域特産物として定着させるための技術の導入に要する資金

(イ) 簡易わさび栽培技術導入資金 特定地域において地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金

施設の面積十アールにつき四百三十円

二万七千円

七年以内

一年以内

一年以内

一年以内

一年以内

一年以内

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。